

◇深澤 均 君

○議長（伊藤福章君）次に、8番、深澤均君の一般質問を許可いたします。深澤均君、登壇願います。

（8番 深澤 均君 登壇）

○8番（深澤 均君）通告に従い質問をさせていただきます。道路の除草剤散布についてでございます。先日、ある高齢者の方から「道路に除草剤をふらないでほしい」という話を聞きました。「なぜ」と聞きますと、「除草剤をふると道路の肩がなくなり、端に寄ったときによく目が見えないので怖い」ということでした。そこは河川の土手と道路を兼用しているところで、一部除草剤散布されたそこだけがやせ細った状況でありました。その話を聞いてから、そういう目で町内を見て、多くの箇所でも除草剤散布による道路肩の流出が見られます。ひどいところではアスファルトが割れ、道路が欠け始めているところも見受けられます。このような状況、今の農家の高齢化などを考えますと、これからますますふえ続けると思われますが、公道への除草剤散布についてルールづくり、あるいは啓蒙などの必要性はないのか町としての対応を伺います。

○議長（伊藤福章君）答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君）ただいまのご質問にお答えいたします。道路への除草剤散布についてですが、美郷町の町道については1級、2級、その他町道合わせ約1,057キロメートルに及んでおります。そのため道路路肩やのり面、水路など閑地の草刈りについては急傾斜地などを一部を除き、これまで隣接する農地等の所有者が相互扶助の精神のもと地域の慣習として実施、ご協力をいただいているところです。除草の方法については機械、または除草剤による方法がありますが、除草剤の使用は議員ご指摘のように路肩道流出なども心配されるところです。しかし、そうしたリスクを回避するため、仮に除草剤使用に制約を設けた場合、手間がかかることになり、従前同様のご協力をいただけるかどうか不安なところもあります。もし、その結果として町が機械による草刈りをすべてで実施することになれば、物理的にも経費的にも対応できない結果になるだろうと存じます。したがって、町としては地域の環境は地域で守ってもらう観点で、今後とも皆さんの自主的なご協力と対応をお願いしなければならないものと考えております。そのため除草剤使用そのものについては農薬の使用基準等を踏まえた適切な使用について意識喚起をしておりますが、のり面等への除草剤使用のルールづくりについては非常に困難で、除草作業にご協力いただいている地域の方々の自発的判断に委ねざるを得ないものと考えております。なお、路肩道路の破損等については、今後とも通常の維持補修の範囲で対応してまいりますので、そうした状況にあった場合はどうかご連絡をお願いしたいと存じます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 8番、深澤 均君再質問ありますか。再質問を許可いたします。

○8番（深澤 均君）私が要望している内容の一つには、除草剤散布、除草剤といっても様々な除草剤が今あるわけでありますので、例えば肩の流出をされているところは、根まで枯らす除草剤散布をされているところだと思っております。そういうことで、できれば雑草の根まで枯らさないような除草剤散布を啓蒙、啓発するとか、そういうような活動はできないものなのか。そしてまた、これは見てわかるように除草剤散布をする方としない方とでは、いつも同じ方が除草剤散布をするわけで、その部分が極端に、何て言うか除草剤の影響がもろに出てくる特徴がございます。そういうことを踏まえて規制とルールづくりは今、町長難しいということでありましたけれども、その啓蒙、啓発はできると思いますので、そこら辺のところは行えないものなのか、そこら辺を再度お伺いいたします。

○議長（伊藤福章君）答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君）先ほどの答弁の中で、農薬の使用基準等を踏まえた適切な使用について意識啓発するというふうに申しましたが、具体的に申しますと、除草剤の種類によって違いがあることは議員ご指摘のとおりですので、そういったことも含めた適切な使用について意識啓蒙をするということでご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君）8番、深澤 均君、再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）
これで、8番、深澤 均君の一般質問を終わります。